

## 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領

### (趣旨)

- 第1 佐賀県と県内市町が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

### (事業の実施)

- 第2 佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内の市町の市町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、佐賀県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、佐賀県と県内市町が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業を実施する。

### (地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、佐賀県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、佐賀県が代表して行うものとする。

### (各事業の概要)

- 第4 移住支援事業、マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

#### 1 移住支援事業

佐賀県が行うマッチング支援事業又は地域活性化等起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、佐賀県と居住地の市町が協働して移住支援金を給付する。

#### 2 マッチング支援事業

佐賀県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する(職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業)とともに、市町や経済団体等の協力を得て、中小企業等を中心に企業情報や求人票を募り、サイトへの掲載を行う。

#### 3 地域活性化等起業支援事業

佐賀県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

### (移住支援事業及びマッチング支援事業)

- 第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 移住支援事業

佐賀県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、

受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、 に定める要件を満たす者のうち、 又は の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、 に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

移住等に関する要件

次に掲げる(ア)(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 佐賀県内に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、佐賀県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他佐賀県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者で

ないこと。

#### 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### 起業に関する要件

第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

#### 申請・支給方法

##### (ア) 申請

移住支援金の申請者は、各市町が策定した移住支援金交付要綱に定める申請書、移住先の就業先の就業証明書(起業支援金の交付決定者は除く)及び本人確認書類に加え、上記の要件を満たし、かつ又はの要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

##### (イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記の要件を満たし、かつ又はの要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

##### (2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして佐賀県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

#### 全額の返還

##### (ア) 虚偽の申請等をした場合

##### (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合  
半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに佐賀県に共有することとする。また、佐賀県は、地域活性化等起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

## 2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

佐賀県は、 に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイト「さがUターンナビ」の開設及び運営を行う。

支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 人手不足が顕著な産業であること。

求人票受付時点における直近3か月以内の新規求人に対する充足率が50%に満たない産業を人手不足が顕著な産業とみなす。産業別の充足率は佐賀労働局発表の産業別・規模別新規求人・充足状況を基に算定を行う。

(イ) 「佐賀県のしごと相談室」へ事業所登録すること。

さがUターンナビへの企業登録をもって「佐賀県のしごと相談室」へ事業所登録したこととなる。

(ウ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(エ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。

(オ) みなし大企業でないこと。

(カ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。

(キ) 雇用保険の適用事業主であること。

(ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ケ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこ

と。

( 2 ) 移住支援金の対象法人の選定

佐賀県は、提出された求人票が( 1 ) の要件に該当すると認めるときは、その法人を移住支援金の対象法人とする。

( 3 ) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

佐賀県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

( 地域活性化等起業支援事業 )

第6 地域活性化等起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

佐賀県は、佐賀県内において、( 1 ) に定める要件を満たす者のうち、( 2 ) に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した( 3 ) に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

( 1 ) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

地域活性化等起業支援事業の公募開始日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

佐賀県内に居住していること、もしくは地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに佐賀県内に居住することを予定していること。

法人の登記又は個人事業の開業の届出を佐賀県内で行う者であること。

法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

( 2 ) 対象となる事業に関する要件

社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

( ア ) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること( 社会性 )

( イ ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること( 事業性 )

( ウ ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと( 必要性 )

佐賀県の管内で実施する事業であること。

地域活性化等起業支援事業の公募開始日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

( 3 ) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

## 2 交付手続

### (1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を佐賀県に提出する。

### (2) 交付方法

佐賀県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て、(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

## 3 執行体制

佐賀県は、地域活性化等起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くことができる。

### (財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

#### 1 第5の1に定める移住支援事業

##### (1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、佐賀県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、佐賀県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

##### (2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、佐賀県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、佐賀県は、市町の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を市町に交付する。

#### 2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、佐賀県が負担する。

#### 3 第6に定める地域活性化等起業支援事業

事業費の地方負担については、佐賀県が負担する。

### (協力)

第8 佐賀県と市町は、移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

( 雑則 )

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業の実施に必要な事項は、佐賀県と県内市町が協議して定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、2019年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年10月1日から2020年3月31日までに転入した者については、第5の1(1)(ア)に掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。
  - (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
  - (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)